

外国為替令等の一部を改正する政令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

(本則)

○外国為替令(昭和五十五年政令第二百六十号) (第一条関係) 1

○輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号) (第二条関係) 3

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に
関する協定の実施に伴う外国為替令等の臨時特例に関する政令(昭和二十七年政令第二百二十七号) (第三条関係) 11

(附則)

○電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令(昭和五十二年政令第二百二十号) (附則第二項関係) 12

改 正 案	現 行
（役務取引の許可等） 第十七条 法第二十五条第一項に規定する政令で定める特定の種類の貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術（以下この条及び第十八条の二第一項において「特定技術」という。）を特定の外国（以下この項において「特定国」という。）において提供することを目的とする取引又は特定技術を特定国の非居住者に提供することを目的とする取引は、別表中欄に掲げる技術と同表下欄に掲げる外国において提供することを目的とする取引又は同表中欄に掲げる技術と同表下欄に掲げる外国の非居住者に提供することを目的とする取引とする。 2 別表の一六の項の中欄に掲げる技術を輸出貿易管理令別表第三に掲げる地域である外国において提供することを目的とする取引を行おうとする居住者（同項の下欄に掲げる外国の非居住者に提供することを目的とする取引を行おうとする居住者を除く。）若しくは非居住者又は同項の中欄に掲げる技術と同表に掲げる地域である外国の非居住者に提供することを目的とする取引を行おうとする居住者を除く。 3 （略） 4 法第二十五条第三項第二号に定める行為をしようとする者（	（役務取引の許可等） 第十七条 法第二十五条第一項に規定する政令で定める特定の種類の貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術（以下この項、<u>次項及び第十八条の二第一項において「特定技術」という。</u>）を特定の外国（以下この項において「特定国」という。）において提供することを目的とする取引又は特定技術を特定国の非居住者に提供することを目的とする取引は、別表中欄に掲げる技術と同表下欄に掲げる外国において提供することを目的とする取引又は同表中欄に掲げる技術と同表下欄に掲げる外国の非居住者に提供することを目的とする取引とする。 2 （新設） （略） （新設）

当該行為に係る特定技術を提供することを目的とする取引について第二項の許可を受けている者を除く。）は、経済産業省令で定める手続に従い、経済産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、経済産業大臣が当該行為の主体、内容その他からみて法の目的を達成するため特に支障がないと認めて指定した行為については、この限りでない。

5| (略)

6| 法第二十五条第一項又は第四項の規定による経済産業大臣の許可を受けようとする者は、経済産業省令で定める手続により、当該許可の申請をしなければならない。

7| 前項の規定は、第二項の許可の申請について準用する。

8| 第一項、第二項又は第五項に規定する取引のうち経済産業大臣が当該取引の当事者、内容その他からみて法の目的を達成するため特に支障がないと認めて指定したものについては、法第二十五条第一項若しくは第四項の規定又は第二項の規定による経済産業大臣の許可を受けないで当該取引をすることができる。

(税関長の確認等)

第十八条の二 税関長は、経済産業大臣の指示に従い、特定技術の内容とする情報が記載され、又は記録された文書、図画又は記録媒体を輸出しようとする者が第十七条第三項又は第四項の規定による許可を受けていること又はこれらの許可を受けることを要しないことを確認しなければならない。

2・3 (略)

3| (略)

4| 法第二十五条第一項又は第四項の規定による経済産業大臣の許可を受けようとする者は、経済産業省令で定める手続により、当該許可の申請をしなければならない。

(新設)

5| 第一項又は第三項に規定する取引のうち経済産業大臣が当該取引の当事者、内容その他からみて法の目的を達成するため特に支障がないと認めて指定したものについては、法第二十五条第一項又は第四項の規定による経済産業大臣の許可を受けないで当該取引をすることができる。

(税関長の確認等)

第十八条の二 税関長は、経済産業大臣の指示に従い、特定技術の内容とする情報が記載され、又は記録された文書、図画又は記録媒体を輸出しようとする者が第十七条第二項の規定による許可を受けていること又は当該許可を受けることを要しないことを確認しなければならない。

2・3 (略)

改 正 案	現 行
（輸出の許可） 第一条 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号。以下「法」という。）第四十八条第一項に規定する政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物の輸出は、別表第一中欄に掲げる貨物の同表下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出とする。 2 法第四十八条第一項の規定による許可を受けようとする者は、経済産業省令で定める手続に従い、当該許可の申請をしなければならぬ。 3 別表第一の一六の項の中欄に掲げる貨物を別表第三に掲げる地域を仕向地として輸出しようとする者は、法第四十八条第二項の規定に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない。 4 第二項の規定は、前項の許可の申請について準用する。 （輸出の承認） 第二条 次の各号のいずれかに該当する貨物の輸出をしようとする者は、経済産業省令で定める手続に従い、経済産業大臣の承認を受けなければならない。 一 一の四 （略） 一の五 ウクライナ（ドネツク州及びルハンスク州の区域のうち、経済産業大臣が告示で定める区域に限る。第四条第三項	（輸出の許可） 第一条 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号。以下「法」という。）第四十八条第一項に規定する政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物の輸出は、別表第一中欄に掲げる貨物の同表下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出とする。 2 法第四十八条第一項の規定による許可を受けようとする者は、経済産業省令で定める手続に従い、当該許可の申請をしなければならぬ。 （新設） （輸出の承認） 第二条 次の各号のいずれかに該当する貨物の輸出をしようとする者は、経済産業省令で定める手続に従い、経済産業大臣の承認を受けなければならない。 一 一の四 （略） 一の五 ウクライナ（ドネツク州及びルハンスク州の区域のうち、経済産業大臣が告示で定める区域に限る。第四条第二項

第二号へにおいて同じ。)を仕向地とする貨物(別表第二(三四の項を除く。))中欄に掲げる貨物を除く。)の輸出

一の六、二 (略)

2・3 (略)

(特例)

第四条 法第四十八条第一項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。ただし、別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物(第二号ホに掲げる貨物を除く。)については、この限りでない。

一 仮に陸揚げした貨物のうち、本邦以外の地域を仕向地とする船荷証券(航空貨物運送証その他船荷証券に準ずるものを含む。)により運送されたもの(第三号から第五号まで並びに次項第一号及び第三号において「外国向け仮陸揚げ貨物」という。)を輸出しようとするとき(別表第三に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合にあっては、次に掲げるいずれの場合にも該当しないときに限る。)

イ その貨物が核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができるとケツト若しくは無人航空機であつてその射程若しくは航続距離が三百キロメートル以上のもの(ロ、第三号、第四号、次項第三号イ及び第十四条において「核兵器等」という。)の開発、製造、使用又は貯蔵(ロ、第三号、第四号及び次項第三号イにおいて「開発等」という。)のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定めるとき。

ロ (略)

第二号へにおいて同じ。)を仕向地とする貨物(別表第二(三四の項を除く。))中欄に掲げる貨物を除く。)の輸出

一の六、二 (略)

2・3 (略)

(特例)

第四条 法第四十八条第一項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。ただし、別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物については、この限りでない。

一 仮に陸揚げした貨物のうち、本邦以外の地域を仕向地とする船荷証券(航空貨物運送証その他船荷証券に準ずるものを含む。)により運送されたもの(第三号及び第四号において「外国向け仮陸揚げ貨物」という。)を輸出しようとするとき(別表第三に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合にあっては、次に掲げるいずれの場合にも該当しないときに限る。)

イ その貨物が核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができるとケツト若しくは無人航空機であつてその射程若しくは航続距離が三百キロメートル以上のもの(ロ、第三号及び第十四条において「核兵器等」という。)の開発、製造、使用又は貯蔵(ロ及び同号において「開発等」という。)のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定めるとき。

ロ (略)

二 次に掲げる貨物を輸出しようとするとき。

イ、二 (略)

ホ 無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物であつて、経済産業大臣が告示で定めるもの

ヘ (略)

三 別表第一の一六の項(一)に掲げる貨物(外国向け仮陸揚げ貨物を除く。)を同項の下欄に掲げる地域を仕向地として輸出しようとする場合であつて、次に掲げるいずれの場合にも該当しないとき。

イ・ロ (略)

ハ その貨物が別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物(核兵器等に該当するものを除く。二、次号ハ及びニ並びに次項第三号ロにおいて同じ。)の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定めるとき。

ニ (略)

四 別表第一の一六の項(二)に掲げる貨物(外国向け仮陸揚げ貨物を除く。)を同項の下欄に掲げる地域を仕向地として輸出しようとする場合であつて、次に掲げるいずれの場合にも(別表第三の二に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、イ、ロ及びニのいずれの場合にも)該当しないとき。

イ その貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定めるとき。

二 次に掲げる貨物を輸出しようとするとき。

イ、二 (略)

ホ 無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物であつて、経済産業大臣が告示で定めるもの

ヘ (略)

三 別表第一の一六の項に掲げる貨物(外国向け仮陸揚げ貨物を除く。)を同項の下欄に掲げる地域を仕向地として輸出しようとする場合であつて、次に掲げるいずれの場合にも(別表第三の二に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、イ、ロ及びニのいずれの場合にも)該当しないとき。

イ・ロ (略)

ハ その貨物が別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物(核兵器等に該当するものを除く。二において同じ。)の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定めるとき。

ニ (略)

(新設)

ロ その貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

ハ その貨物が別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定めるとき。

ニ その貨物が別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

五 別表第一の五から一三まで又は一五の項の中欄に掲げる貨物であつて、総価額が百万円（別表第三の三に掲げる貨物にあつては、五万円）以下のもの（外国向け仮陸揚げ貨物を除く。）を別表第四に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとするとき（別表第三に掲げる地域を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、第三号のロ及びニのいずれの場合にも、又は同表に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、同号のイ、ロ及びニのいずれの場合にも（別表第三の二に掲げる地域（イラク及び北朝鮮を除く。）を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、同号のイからニまでのいずれの場合にも）該当しないときに限る。）。

2 第一条第三項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 外国向け仮陸揚げ貨物を輸出しようとするとき。

二 次に掲げる貨物を輸出しようとするとき。

イ 外国貿易船又は航空機が自己の用に供する船用品又は航

四 別表第一の五から一三まで又は一五の項の中欄に掲げる貨物であつて、総価額が百万円（別表第三の三に掲げる貨物にあつては、五万円）以下のもの（外国向け仮陸揚げ貨物を除く。）を別表第四に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとするとき（別表第三に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、前号のイ、ロ及びニのいずれの場合にも（別表第三の二に掲げる地域（イラク及び北朝鮮を除く。）を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、同号のイからニまでのいずれの場合にも）該当しないときに限る。）。

（新設）

空機用品

ロ 航空機の部分品並びに航空機の発着又は航行を安全にするために使用される機上装備用の機械及び器具並びにこれらの部分品のうち、修理を要するものであつて無償で輸出するもの

ハ 国際機関が送付する貨物であつて、我が国が締結した条約その他の国際約束により輸出に対する制限を免除されているもの

ニ 本邦の大使館、公使館、領事館その他これに準ずる施設に送付する公用の貨物

ホ 無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物であつて、経済産業大臣が告示で定めるもの

ヘ 無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物であつて、経済産業大臣が告示で定めるもの

三 前二号に掲げる場合以外の場合であつて、次に掲げるいずれの場合にも該当しないとき。

イ その貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

ロ その貨物が別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

3・4 (略)

5 第三項に規定する場合のほか、第二条第一項第二号の規定は、総価額が百万円以下の貨物を輸出しようとする場合には、適

2・3 (略)

4 第二項に規定する場合のほか、第二条第一項第二号の規定は、総価額が百万円以下の貨物を輸出しようとする場合には、適

用しない。

(税関の確認等)

第五条 税関は、経済産業大臣の指示に従い、貨物を輸出しようとする者が法第四十八条第一項の規定若しくは第一条第三項の規定による許可若しくは第二条第一項の規定による承認を受けていること又は当該許可若しくは承認を受けることを要しないことを確認しなければならない。

2 (略)

(許可及び承認の有効期間)

第八条 法第四十八条第一項の規定及び第一条第三項の規定による許可並びに第二条第一項の規定による承認の有効期間は、その許可又は承認をした日から六月とする。

2 (略)

別表第一(第一条、第四条関係)

	貨物	地域
一 五	(略)	(略)
一六	(二) 次に掲げる貨物(一、二及び四から一五までの項の中欄に掲げるものを除く。)であつて、経済産業省	全地域 (別表第三に

用しない。

(税関の確認等)

第五条 税関は、経済産業大臣の指示に従い、貨物を輸出しようとする者が法第四十八条第一項の規定による許可若しくは第二条第一項の規定による承認を受けていること又は当該許可若しくは承認を受けることを要しないことを確認しなければならない。

2 (略)

(許可及び承認の有効期間)

第八条 法第四十八条第一項の規定による許可及び第二条第一項の規定による承認の有効期間は、その許可又は承認をした日から六月とする。

2 (略)

別表第一(第一条、第四条関係)

	貨物	地域
一 五	(略)	(略)
一六	関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)別表第二五類から第四〇類まで、第五四類から第五九類まで、第六三類、第	全地域 (別表第三に

9	8	7	6	5	4	3	2	1	
航空機並びに宇宙飛行体及び打	集積回路	無線遠隔制御機器	平削り盤、形削り盤、立削り盤、ブローチ盤、歯切り盤、歯車研削盤、歯車仕上盤、金切り盤、切断機その他加工機械	研削盤、ホーニング盤、ラップ盤、研磨盤その他仕上げ用加工機械	フライス盤、ねじ切り盤及びねじ立て盤	旋盤	金属加工用のマシンニングセンター、ユニットコンストラクションマシン及びマルチステーショントランスファーマシン	レーザーその他光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械及びウオータージェット切断機械	令で定めるもの

六八類から第九三類まで又は第九五類に該当する貨物（一から一五までの項の欄に掲げるものを除く。）

	上げ用ロケット並びにこれらの部 分品 10 羅針盤その他航行用機器 11 物理分析用又は化学分析用の機 器、粘度、多孔度、膨張、表面張 力その他これらに類する性質の測 定用又は検査用の機器、熱、音又 は光の量の測定用又は検査用の機 器及びミクロトーム 12 オシロスコープ、スペクトラム アナライザーその他電氣的量の測 定用又は検査用の機器及びアルフ ァ線、ベータ線、ガンマ線、エツ クス線、宇宙線その他電離放射線 の測定用又は検出用の機器 (二) 関税定率法（明治四十三年法律 第五十四号）別表第二五類から第四 ○類まで、第五四類から第五九類ま で、第六三類、第六八類から第九三 類まで又は第九五類に該当する貨物 (一) 及び一から一五までの項の 中欄に掲げるものを除く。

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う外国為替令等の臨時特例に関する政令（昭和二十七年政令第二百二十七号）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（役務取引等） 第九条 第三条に規定する者については、法第二十五条第一項及び外国為替令第十七条第二項から第四項までに規定する義務を免除する。	（役務取引等） 第九条 第三条に規定する者については、法第二十五条第一項及び外国為替令第十七条第二項に規定する義務を免除する。

○電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）（附則第二項関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（輸出入等関連業務の範囲） 第一条 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（以下「法」という。）<u>第二条第二号イ（定義）に規定する政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。</u> 一 十 （略） 二 四 （略） 5 法第二条第二号ホに規定する政令で定める申請等又は処分通知等は、次に掲げる申請等又は処分通知等とする。 一 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）<u>第二十五条第一項（役務取引等）の規定による許可の申請又は当該許可の通知（外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）<u>第十七条第六項（役務取引の許可等）の規定に基づく経済産業省令の規定による申請等又は処分通知等であつて財務省令・経済産業省令で定めるものを含む。</u></u> 二 七 （略） 6・7 （略）	（輸出入等関連業務の範囲） 第一条 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（以下「法」という。）<u>第二条第二号イ（定義）に規定する政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。</u> 一 十 （略） 二 四 （略） 5 法第二条第二号ホに規定する政令で定める申請等又は処分通知等は、次に掲げる申請等又は処分通知等とする。 一 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）<u>第二十五条第一項（役務取引等）の規定による許可の申請又は当該許可の通知（外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）<u>第十七条第四項（役務取引の許可等）の規定に基づく経済産業省令の規定による申請等又は処分通知等であつて財務省令・経済産業省令で定めるものを含む。</u></u> 二 七 （略） 6・7 （略）